

令和3年度
第1回
定期監査報告書

(経済スポーツ部)

商工観光課

農林水産課

農業委員会事務局

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象

経済スポーツ部 商工観光課、農林水産課
農業委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年12月31日までに執行された財務に関する事務等

5 監査の期間

令和3年4月2日から令和3年6月28日まで

説明の聴取 令和3年6月8日

6 監査委員の除斥

商工観光課の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、山崎定利監査委員は除斥した。

7 監査の実施内容

監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員から説明聴取を行うなどの方法により、青梅市監査基準に準拠し、監査を実施した。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務の執行等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取により監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適

正かつ効率的に執行されているものと認められた。

公印の管理については、保管状況の実査を行ったところ、適正に管理されており、また、資金前渡による現金および郵券類の管理も適正に行われていることを確認した。

なお、監査対象部署の事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和2年12月31日現在）

(1) 歳入 （単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
商工観光課	一般	133,740,000	27,468,395	18,291,700	66.6
農林水産課	一般	276,065,000 (86,748,000)	4,266,239 (0)	4,224,739 (0)	99.0 (0.0)
農業委員会事務局	一般	2,472,000	2,106,600	2,016,800	95.7

(2) 歳出 （単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
商工観光課	一般	913,550,635	548,172,227	60.00
農林水産課	一般	392,278,000 (81,371,000)	85,089,643 (7,773,727)	21.69 (9.55)
農業委員会事務局	一般	15,280,000	10,013,541	65.53

※歳入、歳出の（ ）は梅の里再生担当で外数、令和3年4月1日付け事務組織の改正により梅の里再生担当は廃止され、所管する事務を農林水産課へ引継いだ。

3 要望事項等

監査を実施した商工観光課は、商工業の振興、中小企業振興資金等

の融資、雇用、観光の振興および中心市街地の活性化に関することなどを所管している。

農林水産課は、農業および林業の振興、近代化資金の融資、森林の整備ならびに内水面漁業の振興に関することなどを所管している。

また、農業委員会事務局は、農業委員会の総会等に関することのほか、農業の振興、農家台帳の整備および保管などを所管している。

いずれも、商工業および観光ならびに農林水産業を振興する上で、要となる役割を担っている。

コロナ禍にあって厳しい社会経済状況が続いているが、引き続き、状況の変化に柔軟に対応され、総合長期計画に掲げる市の将来像の実現に向けて、商工業・観光と農林水産業との連携強化を図り、地域産業の振興に取り組まれない。

なお、個別の要望等については、次のとおりである。

(1) 経済スポーツ部商工観光課

ア 青梅市小規模事業者経営改善普及事業等補助金について

青梅市小規模事業者経営改善普及事業等補助金については、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業および地域経済の活性化を目的に、市内の中小企業を対象に行う商工業振興事業等に対して交付する補助金として1,900万円を青梅商工会議所へ交付している。交付時期および金額については、8月に総額の6割である1,140万円、12月に3割である570万円、2月に1割である190万円となっている。一度に多くの支出をすることは市の財政面からも負担が大きいと考えられるため、相手方と協議し、均等に支払うよう要望する。

また、当該要綱では、実績報告書に添付する資料として、「収入および支出を証する書類」があるが、東京都からも同様の補助金が交付されており、東京都において補助金交付に関する監査が行われていることから添付されていなかったとのことであった。今後は要綱に則した事務処理を行い、必要な書類の提出を求められたい。

イ おうめものづくり等支援事業補助金について

おうめものづくり等支援事業補助金は、市内の中小企業等の技

術力の向上および人材育成を支援することで自立発展の基盤強化を図ることを目的に、事業にかかる費用の一部を補助している。新製品・新技術開発を行った後、展示会や商談会に出展するなど、販路開拓を行った事業では販売数が増加している傾向にあることや、地産地消につながる事業なども好評とのことである。

この事業は、市内中小企業の活性化とともに産業振興を図る上で有用であり、コロナ禍にあっては新たな事業手法等を確立していくためにも重要と考える。引き続き、社会経済状況の変化に応じた事業支援となるよう、おうめものづくり支援事業専門家会議の意見を聴き適宜見直しを図り、内容の充実に取り組まれない。

ウ 一般社団法人青梅市観光協会運営費補助金について

一般社団法人青梅市観光協会運営費補助金については、令和元年度から職員が1人増えたことにより、毎年度増加している。職員増により、吹上しょうぶ公園の管理業務、ロケーションサービス事業の強化、市内旅行事業の拡充など自主財源の確保を図っているとのことから、今後の人件費の増加分については、自主財源により対応できるよう協議されたい。

エ 青梅市観光振興事業費補助金について

青梅市観光振興事業費補助金は、国が定める観光振興事業費補助金のうち、古民家等観光資源化支援事業として、国に認められた事業を実施する事業者に対し、市が補助を行うものである。要綱を策定し、この補助金を1件交付したとのことであるが、新たな財源を確保しながら観光振興を図っていることは評価するものである。

なお、現在は事業者からの相談によりこの補助事業を実施しているとのことであるが、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりは、観光事業の発展、地域経済の活性化、さらには空き家対策としても有用であり、地域再生の一助となりうる事業であると考えられる。

今後は、市が積極的にこの制度について情報発信を行い、地域の人々と様々な専門知識を持った事業者とが一体となって地域再生に取り組まれることを願うものである。

(2) 経済スポーツ部農林水産課

ア 青梅市農林業経営近代化促進事業補助金について

青梅市農林業経営近代化促進事業補助金は、団体の運営にかかる経費の一部として補助している。

令和元年度の補助金交付団体からの実績報告書において、補助金額より多くの繰越金が発生しているものが見受けられた。事務経費等の運営経費に充てられたものであり、補助金の交付については問題ないとのことだが、その必要性の検証を行うことが重要である。

補助金等の交付に当たっては、その必要性、効果等について「青梅市補助金等の見直しに関する指針」にもとづき十分に検証を行うとともに、支出内容の詳細についても把握し、補助金の透明性、公平・公正性の確保に努められたい。

イ 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市野菜等自動販売機購入等補助金について

コロナ禍における単年度の地域農業支援として、認定農業者等を対象に野菜等の地産品を販売する自動販売機購入等に補助を行い、結果、市内10か所に設置されたことは評価するものである。

なお、自動販売機の設置場所等に関する市民への周知は、図れていないとのことであり認知度は低いと考える。事業効果を高めるためにも、自動販売機マップの作成やホームページおよび広報おうめなどの情報発信媒体を活用して周知を図るとともに、売上向上につながるような支援に取り組みられたい。

ウ 有害鳥獣緊急捕獲業務委託（ニホンジカ）について

有害鳥獣緊急捕獲業務委託（ニホンジカ）については、公益社団法人東京都猟友会と1,722,000円で委託契約を締結している。この委託業務は、都が1,282,000円、市が440,000円の負担となっているが、東京都の補助金交付要綱では委託業務の全額が補助対象と考えられる。

市の財政状況が厳しい中、事業の実施に当たっては、財源を最大限確保するよう努められたい。

(3) 農業委員会事務局

ア 親子農業体験会について

農業委員会では、市内在住の親子を対象に田植えと稲刈りを体験する親子農業体験会を実施している。令和2年度は、残念ながら新型コロナウイルス感染症と悪天候の影響から中止したとのことである。

農業体験会は、子どもたちに農作業を通して農業への理解を深める有用な事業と考える。田植え・稲刈り以外の事業の実施も含め内容を工夫され、より充実したものとなるよう取り組まれない。

なお、この体験会のために「ほ場管理」を委託しているが、業務目的と仕様書において一部相違が認められた。業務委託においては、業務内容を精査した上で実情に則した仕様書とするよう要望する。

イ ホームページの充実について

現在、市のホームページには農業委員会事務局に関するページがあり、農業委員会の議事録、農業委員会だよりおよび農地転用の説明がある。しかし、農業委員会の具体的な活動内容や農業委員の紹介などが掲載されていない。議事録や農業委員会だよりを読むことで内容は分かると思われるが、農業委員会の業務やイベントを市民へ視覚的に分かりやすく紹介することで、農業への関心が高まる一助となると考えられるため、農業委員会のホームページの充実を図ることを要望する。

(4) 共通（全庁的事項）

事務処理について

今回の監査において、文書の收受や文書処理カードの処理、起案書の決裁後の処理などが、適正にされていないものが散見された。

收受文書処理については、当該文書の処理経過を記録し管理する役割があり、また、起案書は、業務の意思決定とその経過を記録し管理する役割を担っている。これまでの定期監査においても要望してきたところであるが、收受文書および起案書の取扱いについては、青梅市公文書管理規程を遵守し、適正に処理されたい。